

地域指定年度	平成 17 年度
計画策定年度	平成 18 年度
計画見直し年度	平成 23 年度
	平成 29 年度
	令和 4 年度

酒田農業振興地域整備計画

令和 4 年 6 月

山形県酒田市

目 次

はじめに

第1	農用地利用計画	
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	10
第2	農業生産基盤の整備開発計画	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2	農業生産基盤整備開発計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	他事業との関連	16
第3	農用地等の保全計画	
1	農用地等の保全の方向	17
2	農用地等保全整備計画	18
3	農用地等の保全のための活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	20
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第5	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向	24
2	農業近代化施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	26
3	農業を担うべき者のための支援の活動	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	28
3	農業従事者就業促進施設	28
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第8	生活環境施設の整備計画	
1	生活環境施設の整備の目標	30

2	生活環境施設整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	30
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	30
第9	付図	
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
別記	農用地利用計画	

はじめに

本計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定により定める計画である。この度これを策定し、概ね 10 年先（令和 12 年）を見据え、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進するものであり、大きくは以下に示す農用地利用計画と農業振興の方向を定める基本計画（以下「マスタープラン」）とで構成される。

（1）農用地利用計画

農用地利用計画は、農用地等として利用すべき土地（以下、「農用地区域」）の指定により、農業振興の基盤となるべき農用地の確保及び農業生産基盤の整備の計画的な実施を図るものである。この度の見直しに当たっては、地域住民の意向を確認しつつ、本市の特性に合致した農業上の土地利用を進めることを目指し、農用地区域の変更を行った。

（2）マスタープラン

マスタープランは本計画のうち、「（1）農用地利用計画」以外の諸計画を指し、本市の農業振興を図るために講ずべき施策の方向性について、各々の観点から示すものである。

今般、本市の農業は地域における基幹産業ではあるものの、担い手の高齢化や後継者不足が著しく進展している。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、花きや牛肉をはじめとする農畜産物全般の消費低迷や米価の下落が生じるなど、急激な社会変容への対応が強く求められている。

かつ、その一方で豪雨、暴風雪、凍霜など、自然災害による農作物への被害が増加していることから、災害にも負けない足腰の強い産業にしていく必要がある。

このように、本市の農業がおかれている状況は非常に厳しいものであるが、これを克服するための施策を、以下の計画に盛り込み、これをマスタープランとする。

- ・農業生産基盤の整備開発計画
- ・農用地の保全計画
- ・農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- ・農業近代化設備の整備計画
- ・農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- ・農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ・生活環境施設の整備計画

以上を計画の骨子として、酒田農業振興地域整備計画を作成した。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

農用地利用計画の策定にあたっては、本市総合計画を基本とし長期的視野に立って、本市の特性に合致した合理的かつ計画的な土地利用を進めるため、土地の総合的な利用の方向を次のように明らかにする。

ア 土地利用の構想

本市は、山形県の北西部、最上川が日本海に注ぐ河口に位置し、東西 54.5km、南北 48.3km、面積 602.98k m²となっており、北西約 39km の海上には東北の日本海側では唯一の離島、飛島を有している。

地形は、大別すると東部が丘陵地帯、中央部が平坦地帯、西部は日本海に沿った砂丘地帯である。市中央部を東西に最上川が流れ、南部を赤川、北部を日向川がそれぞれ日本海に注いでいる。

気象条件は、日本海の影響を受けて海洋性の特徴が顕著な気候で、一般的に高温多雨多照で気温較差は少なく、平均気温は 13.0℃で年間降水量は 1986.8 mm である。また、冬期間には北西の季節風が強い。

農業振興地域の面積は、総面積の約 46.8%にあたる 28,238ha であり、その土地利用は、農用地 13,323ha (47.2%)、農業用施設用地 89ha (0.3%)、森林・原野 6,930ha (24.5%)、住宅地 941ha (3.3%)、工場用地 42ha (0.1%)、その他 6,913ha (24.5%) となっている。

人口の推移については、昭和 55 年までは増加し 125,622 人となったが、その後減少に転じ、令和 2 年国勢調査では 100,273 人と、平成 27 年の国勢調査と比較しても 5,971 人、約 5.6%の減少となっている。

本市の経済は、平成 3 年に庄内空港が開港し、平成 13 年の東北横断自動車道酒田線の開通をはじめ、地域高規格道路新庄酒田道路や日本海沿岸東北自動車道の高速交通網の整備が進むなど交通の結節点として発展してきた。さらには、県内唯一の重要港湾である酒田港については、物量の拠点であるとともに、脱炭素社会の実現に向け、洋上風力発電の導入が検討されるなど、さらなる利活用の拡大が期待されている。

一方で、交通アクセスに優れた酒田京田西工業団地などは分譲が進み、利用可能な用地が少なくなっていることから、新たな企業立地の基盤の整備が喫緊の課題となっている。

こうした近年の社会経済の動向及び将来の見通しを勘案し、土地利用については計画的な調整を図り、無秩序な開発を防止しながら優良農地が確保されるように努める。

単位： ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R2)	13,323	47.2	89	0.3	6,930	24.5	941	3.3	42	0.1	6,913	24.5	28,238	100.0
目標 (R12)	13,307	47.1	89	0.3	6,930	24.5	941	3.3	42	0.1	6,929	24.6	28,238	100.0
増減	▲16		0		0		0		0		16		0	

(注) 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 13,323ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 12,663ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林 その他	計	
河川法に基づく河川区域	最上川 (新堀地区) 赤川新川 (広野地区、 浜中地区、袖浦地区)	33.9ha		33.9ha	

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業 (防災事業を除く。) の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更 (いわゆる不可避受益地を除く。)
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成 (昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
- ・ 埋立て又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 環境保全の観点等から確保することが必要な土地

※ただし、cの土地であっても、次の土地（約626ha）については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

具体的なものとしては、頭首工、揚水機場、排水機場、用排水路、農業集落排水施設及び農道等がある。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

単位：ha

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
養豚団地	本楯	3.0	畜舎
畜舎	浜中（新林）	8.3	〃
養豚団地	東平田（東山）	6.0	〃
豚舎	南平田（山楯）	2.9	〃
系統豚普及センター	松山（地見興屋）	6.9	〃
計		27.1	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等 6,930ha のうち、開発可能な森林・原野 259ha について、農用地区域を設定する。

単位：ha

土地の種類	所在 (位置)	所有権者 又は管理者	面積	利用しようとする 用途	備考
林地	C-2 (東平田)	私有地	37.0	畑	天然林
林地	C-3 (南平田)	私有地	22.8	樹園地	人工林
林地	D-1 (大沢・日向)	私有地	5.0	畑	人工林
林地	D-1 (大沢・日向)	私有地	24.0	畑	人工林
林地	D-1 (大沢・日向)	私有地	99.0	畑	人工林
林地	D-2 (田沢・北俣)	私有地	11.3	樹園地	人工林
林地	D-2 (田沢・北俣)	私有地	2.5	樹園地	人工林
林地	D-2 (田沢・北俣)	私有地	1.0	樹園地	人工林
林地	D-2 (田沢・北俣)	私有地	56.4	樹園地	人工林
計			259.0		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の農用地等の面積は 12,752ha であり、これを令和 12 年までの 10 年間、維持することを目標とする。

令和 2 年 12 月に農林水産省が公表した「農用地等の確保等に関する基本指針」によれば、全国における令和 12 年の確保すべき農用地等の面積は 397 万 ha となっており、令和 2 年度時点の 399.6 万 ha と比較して 0.7% の減少に留めることを目標としている。

本市の場合は、直近 5 年間で 0.2% の微増となっているため、現状維持を目標とするものである。

単位：ha

地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A	西荒瀬	480	480	0						2	2	0	482	482	0	
	南遊佐	579	579	0									579	579	0	1
	本楯	825	825	0						5	5	0	830	830	0	
	上田	631	631	0						1	1	0	632	632	0	
	北平田	759	759	0						2	2	0	761	761	0	
	中平田	818	818	0						2	2	0	820	820	0	
	酒田南部	377	377	0						1	1	0	378	378	0	
	酒田北部	44	44	0									44	44	0	
	広野	81	81	0						1	1	0	809	809	0	
	新堀	72	72	0						1	1	0	729	729	0	
中央地区小計		6,049	6,049	0						15	15	0	6,063	6,063	0	1
B	浜中	315	315	0						10	10	0	324	324	0	5
	袖浦	947	947	0						3	3	0	950	950	0	12
砂丘地区小計		1,262	1,262	0						13	13	0	1,274	1,274	0	17
C	一條・観音寺	805	805	0						1	1	0	806	806	0	
	東平田	764	764	0						7	7	0	771	771	0	37
	南平田	1,158	1,158	0						8	8	0	1166	1166	0	23
	松山	1,099	1,099	0						8	8	0	1107	1107	0	3
東部地区小計		3,826	3,826	0						24	24	0	3,851	3,851	0	63
D	大沢・日向	731	731	0						36	36	0	767	767	0	128
	田沢・北俣	746	746	0						1	1	0	746	746	0	71
中山間地区小計		1,477	1,477	0						37	37	37	1,514	1,514	0	199
E	飛島	50	50	0									50	50	0	
飛島地区小計		50	50	0						0	0	0	50	50	0	0
計		12,663	12,663	0						89	89	0	12,752	12,752	0	280

イ 用途区分の構想

(ア) 中央地区

a 西荒瀬・酒田北部

本地区の北西部に位置し、日向川左岸の下流に開けた約 525ha の農用地は、田 496ha、畑 26ha、樹園地 3ha として利用されている。田については、平成 15 年度に西荒瀬地区低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業が完了し、傾斜度も 1/300 未満であることから、今後とも農地として有効利用を図る。

畑、樹園地については、これまで野菜供給地区として生産に努めてきた。今後はさらに、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

b 南遊佐

日向川右岸に位置し、遊佐町に接する約 579ha の農用地は、田 516ha、畑 56ha、樹園地 7ha として利用されている。田については、昭和 60 年度に日向川二期地区県営ほ場整備事業が完了し、傾斜度も 1/300 未満であることから、今後とも農地としての利用を進める。

また、畑及び樹園地の大半は日向川の河川畑や日向台砂丘畑である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地として有効利用を図る。

c 本楯・上田・北平田

荒瀬川及び日向川水系に属する約 2,214ha の農用地は、田 2,099ha、畑 74ha、樹園地 41ha として利用されている。田については、平成 6 年度に庄内地区農村基盤総合パイロット事業が完了し、傾斜度も 1/300 未満である。また、北平田地区においては農地集積を促進するために令和 3 年度からほ場の区画拡大を実施していることから、今後とも農地としての利用を進める。

また、樹園地については古くから河川跡地を開墾して日本なしの栽培が行われており、樹園地としての高度利用を図る。

畑については、ほとんどが集落周辺に介在する自家用菜園である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

d 中平田・酒田南部

最上川水系右岸に位置する約 1,195ha の農用地は、田 1,168ha、畑 27ha として利用されている。田については、県営ほ場整備事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。

畑については、亀ヶ崎地区が野菜生産地区であるが、他はほとんどが集落周辺に介在する自家用菜園である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

e 広野

赤川水系に属する約 808ha の農用地は、国道 7 号線を挟み東西に分かれ、田 755ha、畑 50ha、樹園地 3ha として利用されている。田については、昭和 62 年度に広野地区県営ほ場整備事業が完了し、傾斜度も 1/300 未満であることから、今後とも農地としての利用を進める。

畑、樹園地は、ほとんどが集落周辺に介在する農地である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

f 新堀

最上川水系左岸に位置する約 728ha の農用地は、田 689ha、畑 39ha として利用されている。田については、平成 7 年度に最上川地区県営ほ場整備事業が完了し、傾斜度も 1/300 未満であることから、今後とも農地としての利用を進める。

畑については、ほとんどが集落周辺に介在する自家用菜園である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

(イ) 砂丘地区

a 浜中

赤川新川の南側に位置し、三川町及び鶴岡市と接する地域は、砂丘畑と水田の複合地帯である。約 315ha の当地域の農用地うち 46%は砂丘畑であり、施設園芸が盛んな地区であることから、メロン、いちご及び花きなどの栽培を進める。

田については、平成 7 年度に浜中広岡地区県営ほ場整備事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。

b 袖浦

赤川新川の北側かつ最上川の南側に位置し、日本海に面する地域も砂丘畑と水田の複合地帯である。約 947ha の当地域の農用地うち 74%は砂丘畑であり、施設園芸が盛んな地区であることから、メロン、いちご、かき及び花きなどの栽培を進める。

田については、湛水防除事業が完了した後は、以前のような湛水被害はなくなった。また、坂野辺地区の 27.6ha については令和 4 年度までに、京田川沿いの北部地区の 97.6ha については令和 12 年度までに区画整備が完了する予定となっていることから、今後とも農地としての利用を進める。

(ウ) 東部地区

a 一條・観音寺

本地区の北部に位置する約 805ha の農用地は、田 634ha、畑 150ha、樹園地 21ha として利用されている。田については、昭和 54 年度に日向川地区県営ほ場整備事業、平成 6 年度に庄内地区農村基盤総合パイロット事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。

また、樹園地についてはある程度の団地化が形成されていることから、今後とも樹園地として有効利用を図る。

畑については、ほとんどが集落周辺に介在する自家用菜園である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

b 東平田

本地区の中央部に位置する約 764ha の農用地は、田 697ha、畑 59ha、樹園地

8ha として利用されており、田については、県営ほ場整備事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。一方、中山間地域等直接支払制度に該当する約 17ha については、景観の保全に努める農地として、引き続き同用途での利用を進める。

畑、樹園地は、ほとんどが山間丘陵地であり、特に、鳥海南麓地区国営農地開発事業で造成された農地 8.8ha については、普通畑、樹園地として高度利用を図る。

c 南平田

最上川水系右岸に属する約 1,158ha の農用地は、田 982ha、畑 120ha、樹園地 56ha として利用されており、田については、県営ほ場整備事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。

また、樹園地の大半は山谷柿団地であり、今後とも樹園地として有効利用を図る。

畑については、ほとんどが集落周辺に介在する自家用菜園である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

鳥海南麓地区国営農地開発事業で造成された農地 39.3ha については、普通畑、樹園地として高度利用を図る。

d 松山

最上川水系に属し、北側を相沢川、東側を出羽丘陵に囲まれた約 1,099ha の農用地は、田 1,042ha、畑 13ha、樹園地 44ha として利用されている。田については、県営ほ場整備事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。出羽丘陵沿いの区割りの小さく傾斜のあるほ場については、優良農地との差別化を図りながら、農地としての利用を進める。一方、中山間地域等直接支払制度に該当する約 67ha については、景観の保全に努める農地として引き続き同用途での利用を進める。

畑、樹園地は、ほとんどが集落周辺に介在する農地である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

(エ) 中山間地区

a 大沢・日向

本市の北部に位置し、荒瀬川及び日向川上流に広がる約 731ha の農用地は、田 426ha、畑 286ha、樹園地 19ha として利用されている。田については、平成 18 年度にほ場整備が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。ほ場整備が実施されていない山間部にある田については、優良農地との差別化を図りながら、農地としての利用を進める。一方で、中山間地域等直接支払制度に該当する約 83ha については、景観の保全に努める農地として引き続き同用途の利用を進める。

また、鳥海南麓地区国営農地開発事業で造成された農地 34.8ha については、

普通畑、樹園地として高度利用を図る。

令和2年度からは大台野地区において民間事業者による畜産事業が発足し、畜舎が整備されるとともに、飼料生産のためのほ場約42haを令和5年度まで整備する。

b 田沢・北俣

最上川水系に属する約746haの農用地は、田589ha、畑154ha、樹園地3haとして利用されている。田については、その約半数において団体営ほ場整備事業が完了していることから、今後とも農地としての利用を進める。一方で、中山間地域等直接支払制度に該当する約125haについては、景観の保全に努める農地として引き続き同用途での利用を進める。

畑、樹園地は、ほとんどが集落周辺に介在する農地である。今後は、園芸などの複合部門への重点化に努め、農地としての利用を進める。

(オ) 飛島地区

酒田港より北西約39kmの海上にある離島に点在する農用地約50haについては台地状畑となっている。基幹農道の整備は完了していることから、自然公園としての景観保護及び森林としての土地利用に配慮しながら、今後とも畑としての有効利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地区域内の現況農用地等の面積は 12,752ha であり、その用途区分は田 10,504ha、畑 1,596ha、樹園地 563ha、農業用施設用地 89ha となっている。

農業生産基盤の整備は、水田を中心に県営ほ場整備事業等が実施され、中山間地区の一部を除いてほぼ完了している。今後は、担い手への農地集積・集約化による作業の効率化を進め、良食味米の生産をさらに進めるとともに、高収益作物の作付面積を拡大することによって所得の拡大につなげる。

一方、畑と樹園地については砂丘地と山間丘陵地に多い。砂丘地については、庄内空港の建設によって生じた区画整備に伴う農道舗装が平成 17 年度で完了し、山間丘陵地については、平成 9 年までに鳥海南麓地区国営農地開発事業が実施され、農地が造成された。

また、平成 14 年度からは水田の畑地化事業に取り組んできた。平成 26 年度からは八幡地区で、平成 27 年度からは酒田地区で新たな畑地化事業が行われ、大豆等の畑作物の増収が図られている。

水利については各地区でかんがい排水事業等が実施され、経年劣化の進んだ頭首工、揚水機場、幹線用水路が改修されている。また、砂丘畑は地下水が豊富である半面、地下水上昇による湛水被害もたびたび発生するため、平成 25 年度から農村地域防災減災事業を実施し排水対策事業に取り組んでいる。

中山間地の農用地については、地形条件が悪く収益性も低いため、経営体育成基盤整備事業等を活用しながら、ほ場整備や農道整備、用排水路等の施設整備を総合的に実施し、合理的な農用地の利用を推進している。

(1) 中央地区

ア 本地区は、県営ほ場整備事業、庄内地区農村基盤総合パイロット事業等により水田、用排水路等が整備されている。

特に、西荒瀬地区では低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業の実施により水田の集団化が図られ、より生産性の高い水田農業の確立を目指している。

広野地区及び新堀地区では、平成 17 年度に水田農業振興緊急整備事業により水田畑地化が完了したことで、大豆等畑作農業の振興による農業経営の安定化を推進している。

イ 農業用排水路については、庄内地区農村基盤総合パイロット事業区域内の 12,698m に及ぶ幹線排水路の改良整備が完了している。

また、最上川下流地区国営かんがい排水事業と最上川下流沿岸地区国営かんがい排水事業により、老朽化した頭首工、揚水機場、幹線用水路を整備し、安定した用水の供給を図る。

日向川土地改良区管内においてはパイプかんがい方式により用水が供給されているが、その他の地区はオープン水路によるため、経年変化による水路の目地の劣化、地盤沈下による水路補修等の維持管理費が増加してきている。このため、他に

先駆けて広野地区では用排水路のパイプライン化による、地下かんがい施設の整備を平成 24 年度から農業水利施設保全合理化事業により進めている。

ウ 農道の整備としては、家根合広野地区基幹道整備事業が完成し、国道 7 号と 47 号を最短でつなぎ、農業生産性の向上と農畜産物流通の合理化が図られている。

エ 集落排水については、農業集落排水事業により生活環境施設の整備が図られた。

(2) 砂丘地区

ア 本地区の農用区域内の水田のうち約半数についてはほ場整備が完了し、利用集積による農地の有効利用と機械施設の効率的稼働により、農業生産性の向上を図っている。

また、高速道が本地区を縦断したことを契機に、高速道路関連土地改良事業によって基盤整備を実施した。

浜中地区では、西郷北部地区経営体育成基盤整備事業により、令和元年度までに区画整理、農道、水路等の整備が行われた。

イ 砂丘畑のうち大雨時に湛水した十里塚・黒森・浜中地区では、平成 25 年度から農村地域防災減災事業を行い排水対策事業に取り組んでいる。また、砂丘地では大規模な砂利採取と併せて優良農地を造成している。

ウ 平成 17 年度までに庄内空港関連土地改良事業により園芸作物の出荷のために必要となる支線農道の整備が完了した。

エ 集落排水については、農業集落排水事業により生活環境施設の整備が図られた。

(3) 東部地区

ア 飽海東部地区中山間地域総合整備事業による集落排水路整備、用地整備、活性化施設整備、交流施設整備、体験農園整備、農道整備等が平成 17 年度に完了し、今後は隣接する鳥海南麓山楯団地を活用した体験型農業と一体的な農業振興の推進を図る。

イ 飛鳥地区、上野原地区、上北目地区及び大川渡箕輪地区では、平成 17 年度に水田農業振興緊急整備事業により水田畑地化が完了したが、平成 27 年度からは新たに小林・中野俣・中野目・飛鳥地区で畑地化が進められ、大豆等畑作農業の振興と農業経営の安定化が図られている。

ウ 飽海中央地区広域営農団地農道整備（中山間活性化ふれあい支援農道）による中山間地域農業の新たな施策やグリーン・ツーリズムの推進を図る。

エ 水利については最上川水系右岸からの用水で確保されており、経年劣化が進んだ草薙頭首工、平田揚水機場、吉田幹線用水路等は、最上川下流沿岸地区国営かんがい排水事業により補修が進められている。また、本地区内にあるため池のうち、通越ため池については県営ため池整備事業として、下流集落の災害防止も含めた改修事業が実施され、柳沢ため池、金谷ため池についても改修事業が実施されている。

オ 集落排水については、農業集落排水事業により生活環境施設の整備が図られた。

(4) 中山間地区

ア 日向地区の日向上流地区や大台地区、大沢地区など一部のほ場整備が完了している地域においては特色のある農業の振興を図る。また、未整備となっている農用地については、中山間地域等直接支払制度を活用しながら耕作放棄地の発生を抑制し、農用地等の適正管理を図る。

イ 鳥海南麓地区国営農地開発事業により造成された重倉団地、泥沢団地及び下黒川団地 34.8ha については、中山間活性化ふれあい支援農道整備事業による広域農道を活かして、啓翁桜等の栽培面積を拡大するとともに、高収益、高付加価値型農業の推進を図る。

ウ 中野俣地区では、平成 27 年度より経営体育成基盤整備事業によるほ場整備、用排水路整備、集落排水路整備、農道整備、集落道整備が取り組まれており、農地の有効活用と機械施設の効率的な稼働による農業生産性の向上が図られている。

(5) 飛島地区

ア 本地区の農用地 50ha については、島民の減少・高齢化、農業用水が雨水に依存していることや生産性が低いことにより、多くの畑が耕作されず、基幹農道に面した畑で主に自給用に栽培を行っている。

イ 農道については、3,762m の基幹農道が完成し農漁産物の移送と観光の面に大きく寄与している。農道橋の飛島大橋については、点検結果を踏まえ、補修工事に取り組む。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	事業種目
		受益 地区	受益 面積		
土地改良総合整備	区画整理 A=27.6ha	B-2	65.5	1	坂野辺地区農地整備事業(経営体育成型) H26~R4
	区画整理 A=25.0ha 用水路 L=1,748m	D-2	72.0	2	円能寺・沖地区農地整備事業(経営体育成型) H30~R9
	農地造成 A=41.2ha 用水路 L=1,500m 作業道 L=1,750m 暗渠排水 A=5.0ha	D-1	41.2	3	農地耕作条件改善事業(大台野地区) R3~R5
	排水路管路化 L=1,758m 地下かんがい A=23.6ha 区画拡大(畦畔除去) A=9.8ha	A-5	26.0	4	北平田地区水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型) R3~R7
	区画整理 A=67.0ha	D-1	67.0	5	日向中部地区農地整備事業(経営体育成型) R4~R11
	区画整理 A=97.6ha	B-2	97.6	6	袖浦北部地区農地整備事業(経営体育成型) R5~R12
	区画整理 A=50.0ha	D-2	50.0	7	鹿島地区農地整備事業(経営体育成型) R8~R15
用排水改良	用水路工 L=67,800m 排水路工 L=43,500m	A-9	750.3	8	広野地区水利施設等高度化事業 H24~R4
	排水路工 L=26,222.5m 排水機場 N=1カ所	B-1 B-2	173.0	9	庄内砂丘地区農村地域防災減災事業 H25~R4
	排水機場 N=5カ所	A-9	1,757.1	10	京田川地区農村地域防災減災事業 H26~R5
	用水路工 L=1,109m 放水工 L=126m	C-3	21.1	11	本溝地区農村地域防災減災事業 H28~R4

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	事業種目
		受益 地区	受益 面積		
用排水改良	排水機場 N=6カ所 排水路工 L=5,600m 排水管理施設 N=1式	A-10	5,921.0	12	国営かんがい排水事業(最上川下流左岸地区) H29~R7
	用水路工 L=2,380m 排水機場 N=2カ所	C-4	550.0	13	町堰地区水利施設整備事業 R1~R8
	揚水機場 N=1カ所	C-4	117.4	14	上郷地区水利施設整備事業 R2~R6
	排水機場 N=1式 除塵設備 N=1式 排水路 N=1式	A-6 C-3	108.7	15	茨野地区農村地域防災減災事業 R2~R6
	用水路工 L=25.0m	C-2 C-3	129.0	16	団・農地耕作条件改善事業(大町溝第1地区) R3~R4
	除塵設備 N=1カ所 排水路 L=12,380m	A-9 A-10 C-4	3,492.0	17	農地耕作条件改善事業(最上川2地区) R3~R5
	頭首工 N=1カ所 揚水機場 N=3カ所 除塵機 N=1カ所	A-1~6 A-8 C-1 C-2	3,079.0	18	日向川北部地区水利施設整備事業 R4~R10
	揚水機場 N=2カ所	A-1	136.0	19	農業水路等長寿化防災減災事業(日向川3地区) R4
	揚水機場 N=1カ所	C-4	106.4	20	地域農業水利施設ストックマネジメント事業(上堰第一地区) R4
	揚水機場 N=1カ所	A-10	601.0	21	水利施設整備事業(最上川2地区) R4~R6
用水路工 A=75.8ha (地下かんがい) 排水路工 A=75.8ha L=4,945m	A-6 A-7	75.8	22	中平田南第一地区水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型) R5~R9	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	事業種目
		受益 地区	受益 面積		
用排水改良	揚水機場 N = 2 カ所	A - 10	246.0	23	最上川下流左岸 2 地区農村地域 防災減災事業(農 業水利施設等整 備事業) R6~R10
	用排水路 L = 4,000m	A - 10	3,969.0	24	農地耕作条件改 善事業(最上川 3 地区) R6~R8
	揚水機場 N = 1 カ所	B - 1 B - 2	207.0	25	浜中広岡地区水 利施設整備事業 R8~R11
	揚水機場 N = 1 カ所	C - 1	130.0	26	上堰第一地区水 利施設整備事業 R8~R12
	排水路管路化 A = 32.1ha	A - 5	32.0	27	北平田 2 地区水 利施設等保全高 度化事業(農地集 積促進型) R8~R13
農道整備	排水路整備 N = 1 カ所 農道改修 N = 2 カ所	C - 2 C - 3	21.0	28	農業基盤整備促 進事業(酒田市 2 地区) R4~R8

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画に基づく林道整備の推進、森林整備地域活動支援事業による森林調査・境界確認・合意形成活動・作業路網の改良活動や、酒田の森林づくり交付金による間伐のための作業路整備等を通して、市道・農道との有機的結合を図る。また、農林業の複合経営を図るために、間伐材と特用林産物の生産、出荷を促進する。

また、海岸砂丘林は砂丘地の農業を風害、潮害や飛砂から守ってきた歴史的な財産である。砂丘地区では、優良農地造成を目的とした砂利採取を実施する際に防風林帯の伐採を伴う場合もあるため、併せて植林を行い砂丘地の保全に努める。

4 他事業との関連

なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は農業生産活動において最も基礎的な資源であることから、良好な状態で維持・保全しその有効利用を図ることは極めて重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる、多面的機能の発揮を図る上でも必要である。

さらに、農地や農業用ため池は、地下水をかん養するとともに、洪水調整機能により土砂災害等を防止するなど、地域の防災・保全に大きな役割を果たしている。そのため、農用地及び農業用施設に係る土壌浸食や崩壊等の自然災害を未然に防止することは、優良農地を確保することに留まらず、地域住民の生命・財産の安全を確保する上からも重要である。

本市においては、農業生産基盤の整備等を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進し、農用地等の保全・有効利用を促進してきた。

今後とも、集団的に存在する農地や農業生産基盤事業の対象地等の優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図るため、土地改良施設等の適正な維持管理を推進していく。また、自然と共生する農業に努め、農用地等の有効利用を図る。

砂丘地の農地造成にあたっては、自然環境の保全を考慮し、農用地等としての有効利用を図る。また、中山間地区については、中山間地域等直接支払制度の適切な運用、地形や自然環境などの条件に配慮した土地基盤整備により、耕作放棄地の発生の抑制や農用地等の適正管理に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	事業種目
		受益 地区	受益 面積		
ため池等整備	ため池整備 N=4カ所	C-2	12.0	1	柳沢地区農村地 域防災減災事業 (ため池等整備事 業) H27~R5
	ため池整備 N=1カ所	C-3	10.1	2	金谷地区農村地 域防災減災事業 (ため池等整備事 業) R1~R4
	ため池整備 N=1カ所	C-2	73.0	3	泉谷地地区農村 地域防災減災事 業(ため池等整備 事業) R7~R10
	ため池整備 N=1カ所	C-3	54.0	4	山谷地区農村地 域防災減災事業 (ため池等整備事 業) R7~R10

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農用地の適切な保全管理の支援

耕作放棄地の発生を抑制を図るため、農用地の実態把握や地域の自主性・創意工夫による実践活動に対する各種支援を実施し、優良農地の確保、計画的な土地利用を推進する。

また、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等による多面的機能の発揮を図るため、地元の保全組合等に情報提供を行うなど各種支援を実施する。

(2) 担い手への農用地の利用集積の促進

農地中間管理事業等を活用し、人・農地プランに位置づけられた中心経営体や認定農業者、特定農業団体、農業法人及びこれと同様の要件を満たす組織を中心とした担い手への農地集積・集約化を促進することで、農地保全の合理化を図る。

(3) 中山間地における農用地の適切な保全活動

中山間地域等直接支払制度を活用しながら、耕作放棄地の発生を抑制・防止するなど、農用地の適切な保全管理を行っていく。また、多様な担い手の育成や集落の景観保全対策等を進める。

(4) 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用

農業振興地域制度の主体的かつ効率的な運用や農地転用制度の適切な運用を通じて、集団的な農地や基盤整備が実施された農地等の確保を図る。

(5) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設機能の維持増進等、生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて基盤整備が必要と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(6) 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本とし、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

(7) 推進体制の確立

農業振興地域整備計画の変更にあたっては、各地区の農地利用に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係各部局各課間の連絡調整体制を密にするとともに、関係機関・団体及び各地区農業振興協議会会長等をもって組織される酒田農業振興協議会等を通じ、必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第2の3と同じ。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市農業は水稲を基幹作物としているが、地域の土地条件、環境等を十分に生かすことができるように、園芸などの複合部門への重点化による経営の安定化と労働力の適正配分を図る。

また、農業生産力の向上と農用地の効率的な利用を目的として、担い手への農地集積・集約化を進め、経営規模の拡大や経営の高度化を促進する。

さらには、土壌分析やドローンを活用した水田の健康診断などの ICT 技術や科学的なデータに基づく農業技術を学ぶ研修会を開催することで、スマート農業の推進を図る。これにより、農業後継者不足と農業従事者の高齢化、さらにはデジタル化やコロナ禍による急激な社会変容に対応できる優れた経営感覚を備えた農業者の育成に努める。

以上のような農業経営の方向を踏まえ、認定農業者の目標とする農業所得を1人当たり400万円程度（年間労働時間2,000時間程度）とし、基本的な営農類型は次のとおりとする。

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化 目標面積
個別経営体	水稲+大豆	水田 16.00ha	水稲 11.50ha 飼料用米 3.40ha 加工用米 0.70ha 大豆 0.40ha	735	9,388
	水稲+大豆+ 野菜	水田 7.00ha 作業受託 3.00ha	水稲 4.50ha 飼料用米 1.20ha 大豆 1.00ha にんじん 0.20ha パプリカ 0.10ha 作業受託 育苗 900枚 耕起代掻き 3.00ha 田植え 3.00ha 稲刈り 3.00ha		
	水稲+大豆+ 野菜+花き	水田 5.10ha	水稲 3.50ha 大豆 0.40ha ねぎ 0.30ha 枝豆 0.80ha ストック 0.10ha		
	水稲+大豆+ 野菜+花き	水田 8.50ha 畑 0.50ha	水稲 5.60ha 大豆 0.90ha 加工用米 1.20ha きく 0.80ha ねぎ 0.50ha		
	水稲+野菜	水田 3.30ha 畑 1.00ha	水稲 2.80ha 加工用米 0.50ha アスパラガス 0.50ha ねぎ 0.10ha トマト 0.40ha		
	水稲+野菜	水田 4.90ha 畑 0.65ha	水稲 3.43ha キャベツ 1.00ha ねぎ 0.23ha なす 0.10ha 軟弱野菜 0.30ha 加工用野菜 0.50ha		

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化 目標面積
個別経営体	水稻+野菜	水田 4.50ha	水稻 2.85ha トマト 0.30ha ねぎ 0.75ha かぼちゃ 0.30ha 枝豆 0.30ha	735	9,388
	野菜+花き+ 水稻	水田 1.20ha 畑 1.90ha	メロン 1.50ha いちご 0.50ha ストック 0.40ha ケイトウ 0.30ha 軟弱野菜 0.20ha 水稻 0.80ha 大豆(委託) 0.40ha (ハウスでの2期作 の想定)		
	野菜+きのこ +水稻	水田 3.00ha 畑 1.20ha	水稻 2.30ha ねぎ 1.60ha 菌床椎茸 2万床		
	養豚一貫+水 稻+大豆	水田 5.00ha 繁殖豚 常時 120頭 肥育豚 常時 1,300頭	水稻 3.50ha 大豆 1.50ha 繁殖豚 常時 120頭 肥育豚 常時 1,300頭		
	肉牛+水稻+ 大豆+飼料作 物+果樹	水田 7.10ha 肥育牛 常時 80頭	水稻 4.60ha 大豆 0.90ha 飼料作物 1.50ha 果樹 0.10ha 肥育牛 常時 80頭		
組織経営体	水稻+野菜+ 大豆+花き+ 山菜	水田 50.00ha	水稻 34.00ha 飼料用米 2.00ha 大豆 11.00ha 枝豆 1.20ha ねぎ 0.60ha 小菊 0.60ha うるい 0.30ha	83	

※組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その専門的農業従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものである。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業生産の維持拡大を図るためには、土地基盤の整備、農業近代化施設等の整備に加え、農用地等の有効利用を図る必要がある。

農用地の利用集積は農業経営基盤強化促進事業に定められた方向性で進められているが、農業後継者不足と農業従事者の高齢化が進行し、受託する農業者の不足がますます深刻になるものと予想される。

今後は農地中間管理事業を柱として、利用権設定等促進事業、農地中間管理機構が行う特例事業等と連携しながら、認定農業者及び人・農地プランにおける中心経営体等の担い手への農地集積・集約化を促進する。

農地の地力維持増進対策については、畜産・耕種農業の連携による地力の維持増進を図り、減農薬・減化学肥料栽培による安全で安心な高付加価値農産物の生産と自然と共生した農業が一体となった取り組みを促進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 効率的かつ安定的農業経営体の育成

水稻を主としながら、園芸などの複合経営における高収益作目、作型の導入と安定的農業経営の推進に努める。

また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、関係機関・団体と協力しながら、個別経営体である認定農業者等の法人化を推進する。

(2) 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等による農用地の利用集積

本市の農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に基づき、市、農業委員会、農協等の関係団体が連携を図りながら、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の実施により担い手への農地集積・集約化を促進する。

(3) 地力の維持増進対策

土壌は農業生産の基礎であり、地力を維持増進していくことは農業の生産性を高める上で極めて重要である。一方で、農業者の高齢化や後継者不足等により、これまでの経験則に基づいた栽培管理が困難になってきているという課題もある。そのため、ICT等の先端技術を活用して土壌のデータを収集、そのデータに基づいた土づくりを推進し地力の回復を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 地区別の整備の方向

ア 中央地区

米については今後とも基幹部門として位置付け、土づくりによる安定した収量確保と食味の改善など、徹底した高品質化と稲作生産の合理化を推進し、一層の品質向上と省力化を図るとともに、低コスト化による生産性の向上に努める。

このため、地域の担い手となり得る認定農業者や農事組合法人等への農用地の利用集積を進め、耕作規模の拡大とともに、高能率農業機械、施設の導入を図り、労働生産性の向上に努める。さらに、過剰投資の防止に努めながら、共同利用機械、施設の導入を進め、機械化一貫作業体系を確立し、コストの低減を図る。

特に、大規模乾燥調製貯蔵施設等の効率的な利用を促進するとともに、育苗施設、堆肥流通施設等を整備し、米の高品質化及び消費地のニーズに適した売れる米づくりの推進を図る。

大豆については、土地利用型作物であることから、団地化を進め生産の拡大を図るとともに、土づくり、ブロックローテーションによる連作障害防止、低コスト化に努める。また、播種機、大豆コンバイン等の利用を促進し、作業の効率化と品質の向上に取り組む。

野菜については、消費者嗜好の多様化に対応できるよう新作目の導入と新技術の開発に取り組むとともに、土づくりを含めた生産基盤の見直しを行い、地域の特性を活かしながら作柄安定と品質向上に努め、需要の動向に即した安定的な生産を進める。また、機械設備の導入等により作業の効率化を図り、栽培面積及び生産量の拡大を進める。

果樹については、日本なしが刈屋地区を中心に栽培され、優良品種への更新が進んでいる。今後とも、需要に応じた生産体制を整備するとともに、選果施設の充実を図り、経営の安定化を進める。

畜産については、生産施設の効率的利用と畜舎の増改築を進めるとともに、飼養管理技術の高度化につながる機械等を活用し、生産技術と経営分析等の徹底を図ることで、経営の合理化に努める。また、畜産施設の環境整備と耕種部門との有機的な結合を図るため、堆肥製造、保管施設の整備を進める。

イ 砂丘地区

本地区は砂丘地を利用した畑作地帯で、メロン、あさつき、いちご、だいこん、かきが主要作目となっている。品質向上と安定生産対策として、施設栽培の拡大を図るため、栽培施設、品質向上資材の導入を進める。

花きについては、消費者嗜好の多様化に対応できるよう新作目の導入と新技術の開発に取り組む。

その他の部門においては、他地区と同様の方針で振興を図る。

ウ 東部地区

本地区は平野部にある水田と、山間丘陵地にある畑、樹園地からなる複合地帯である。

果樹については、日本なし・西洋なしが栽培されている。また、かきは本地区及び中山間地区を中心に栽培されており、産地を維持していくためにも、栽培管理の徹底を図り、品質の向上に努める。

また、花木についても、本地区及び中山間地区を中心に導入されている。鳥海南麓地区国営農地開発事業等で整備された農地には啓翁桜等が栽培されており、産地化を目指す。

その他の部門においては、他地区と同様の方針で振興を図る。

エ 中山間地区

東部地区と同様の方針で振興を図る。

オ 飛島地区

本地区については、立地条件を活かした作目の選定について検討し、必要な管理及び機械等の整備を図る。

(2) 流通加工関係施設の整備の方向

本市においては、これまで女性グループや高齢者の農業経営への参画を促す農産物加工・直販施設等の整備支援を推進してきた。

今後とも、各種補助事業や融資制度等を活用しながら、流通加工関係施設の整備に努める。

2 農業近代化施設整備計画

なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者が減少傾向にある中、技術・経営に優れた意欲ある担い手を育成・確保することは、極めて重要な課題となっている。

本市においては、これまで農業を担うべき者の育成及び確保のため、ハード・ソフトの両面から各種事業を展開してきたが、今後についても、各種補助事業等を活用しながら、県や農協等、関係機関と連携し、生産技術や営農改善等の助言、指導などソフト面からの支援や施設整備等に対するハード面からの支援を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 担い手への支援の充実と経営改善支援活動の推進

農業経営の発展を目指す農業者に対して、農用地の利用集積を促進する各種事業、制度資金等の優先的支援や、生産技術・経営能力向上への支援を強化する。

また、農業経営改善支援センターを中心とした支援活動を一層強化することにより、農業経営改善計画の実現に向けて支援する。

(2) 法人経営体の育成

農業の法人化は、農業経営の効率化と安定化を図る上で、有効であることに加え、新規就農者を育成する場としても期待されることから、農業経営改善支援センター並びに各種指導機関が実施する経営管理能力向上のための取り組みを強化しながら、農業法人への円滑な移行を促進する。

(3) 新規就農者の育成と総合的支援

農業後継者はもとより農外からの新規参入者の就農についても力を入れて、新規就農者の確保・育成を図る。

具体的には、関係機関・団体と連携しながら、就農に関する各種情報の提供や相談活動、就農のための技術習得、初期投資の負担軽減など、就農の受け皿の充実を図り、総合的な施策を実施する。

令和3年度には新規就農者向けの育成プログラムである「もっけ田農学校」を開設し、個人の特性に応じてカリキュラムを作成するなど、農業の基礎から学ぶことができる農学校のような場を提供している。今後もこれらの取組を強化することで新規就農を支援していく。

(4) 多様な担い手の確保

人・農地プランで位置づけられた中心となる経営体についても地域農業の担い手として、技術的支援や施設整備のための支援を行う。

また、次世代を担う女性農業者の育成のため、地域農業への積極的な参画や6次産業化への取り組み等、活動の幅を広げられるよう誘導していく。

(5) 女性農業者の経営等への参画

女性農業者は産直、食品加工、グリーン・ツーリズム等地域活動で重要な役割を果たしていることから、引き続き、農業生産技術や経営管理、農産物及び加工品の販売等の起業活動に関する能力開発・向上等を積極的に支援する。

(6) 高齢者の参画

農業従事者の高齢化が進む中で、高齢者が地域の活性化の推進役として、生産活動や地域社会に参画しながら、長年培ってきた技術や能力を十分発揮できる環境づくりを行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2020年農林業センサスによると、本市には個人経営体が1,837経営体存在しており、そのうち約半分の907経営体が副業的経営体である。一方で、法人経営体は72経営体となり、平成22年の20経営体から大きく増加している。

このため、農業経営の組織化・法人化をさらに進めるとともに、個人による6次産業化の取組への支援等により、農業従事者の安定的な就業と所得の向上を促進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

就業にあたっては、農業者自らが意識の高揚を図ることが重要であるが、市及び公共職業安定所、農業委員会、農協等の関係機関・団体が一体となって就業意向等の情報収集に努める。

(2) 園芸などの複合部門への重点化

稲作主体の単一経営から、園芸作物や果樹、畜産等を取り入れた複合経営への転換を支援することで農業者の所得の安定化を図る。

(3) 地域農産物等を活用した農業の6次産業化

平成30年4月に開設した産業振興まちづくりセンター（サンロク）による、農業者と商業・工業等、異分野とのマッチングや農産物の商品化の支援を通じて6次産業化を推進することで、所得の向上と新たな雇用の創出を図る。

(4) グリーン・ツーリズムの推進

体験型の観光農業の推進によって、農業者の所得の向上を図る。今後はDMOなどと連携し、市外・県外の観光客への情報発信や、新たな観光商品の開発に取り組むことで、より収益性を高める。

(5) 農村産業法等に基づく開発計画の推進

酒田京田西工業団地の分譲が進んだことで、新規の企業立地が限られている。そのため、酒田市農村地域への産業の導入に関する実施計画等に基づき、農業上の利用に支障が生じないように配慮しつつ、農業者の雇用の受け皿を確保する。

3 農業従事者就業促進施設

なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

庄内海岸のクロマツの砂防林は、飛砂を防ぐために造成されてきた歴史的な人工林であり、地域の暮らしや産業の基盤となっている。砂丘地農業の農産物が安定的に生産されることが農業従事者の安定的な就業に寄与することであることから、砂防林の松くい虫被害が急激に増加している中で、引き続きその徹底防除に取り組み、地域産業と砂丘地農業の根幹として砂防林の保全に努めていく。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は良質米の産地として、早くから生産基盤の整備が進められ、農村部も混住化の進展により生活環境の整備も進み、市街地と比較しても大きな差がなくなっている。コミュニティ施設や生活排水処理施設の整備についてはほぼ完了し、適切な管理を実施している。

一方で、近年の都市化・混住化、農業従事者の減少により、生産基盤である農地や農業用水などの資源を守る地域のまとまりが弱くなってきている中で、環境を重視した農業生産への取り組みが求められてきている。そのため、こうした治水、環境保全など多面的機能を有する社会共通資本の保全・管理に向け、多面的機能支払交付金制度が導入され、地域ぐるみで農地や水を守る共同活動を実践している。

なお、農村生活環境の整備については、本市総合計画、森林整備計画、田園環境整備マスタープラン等に基づいて推進する。

2 生活環境施設整備計画

なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

なし。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	旧西荒瀬村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-2	旧南遊佐村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-3	旧本楯村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-4	旧上田村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-5	旧北平田村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-6	旧中平田村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-7 A-8	旧酒田市の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-9	旧広野村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
A-10	旧新堀村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
B-1 B-2	旧袖浦村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
C-1	旧一條村・旧観音寺村 の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
C-2	旧東平田村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
C-3	旧南平田村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
C-4	旧上郷村・旧松嶺町・ 旧内郷村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
D-1	旧大沢村・旧日向村 の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
D-2	旧田沢村・旧北俣村 の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	
E	旧飛島村の区域	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地	

イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区・区域番号	区域	備考
A-2	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	
B-1	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	

地区・区域番号	区域	備考
B-2	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	
C-2	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	
C-3	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	
C-4	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	
D-1	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	
D-2	土地利用計画図（付図1号）に表示する土地の現況森林、原野	

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A-1	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-2	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-3	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-4	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-5	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-6	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-7	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-8	農地： 全区域
A-9	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
A-10	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
B-1	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
B-2	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域

地区・区域番号	用途区分
C-1	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
C-2	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
C-3	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
C-4	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
D-1	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
D-2	農地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域 農業用施設用地： 土地利用計画図（付図1号）に表示する区域
E	農地： 全区域

